情報セキュリティの確保等に関する仕様書

（目的）

第１条　この仕様書は、業務委託契約および請負契約（以下「委託業務等」という。）に係る情報セキュリティの確保等に関する取扱いについて、受注者（以下「乙」という。）の履行すべき責務を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第２条　乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）ならびに米原市個人番号の利用に関する条例（平成27年米原市条例第41号）および米原市情報セキュリティポリシーを遵守し、委託業務等を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務等を履行するために必要な情報の取扱いに当たっては、発注者（以下「甲」という。）の業務に支障が生じることがないよう、適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持等）

第３条　乙は、契約の履行に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了した後、および解除した後も同様とする。

２　乙は、契約に関する業務に従事する者に対し、在職中および退職後においても、この契約の履行に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または当該業務以外の目的で使用してはならないこと、その他情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

３　業務に従事する者および管理責任者は、業務の処理上特定個人情報または個人情報を取り扱う場合は、別紙「誓約書」を甲に提出するものとする。

（データの受渡し）

第４条　業務遂行上必要なデータおよび資料の受渡しは、甲および乙の職員をもって行うものとする。

２　甲および乙は、データおよび資料の受渡しを行うときは、受渡簿等により内容、件数等を相互に確認するものとする。

（運搬）

第５条　業務に係る全ての契約目的物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

（目的外使用の禁止）

第６条　乙は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。

（データの複写、複製または第三者提供の禁止）

第７条　乙は、業務に係る一切のデータを複写し、複製しまたは第三者に提供してはならない。

（データの返還等）

第８条　乙は、業務終了時には、業務に関するデータおよび資料の取扱いについて、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、データを返還し、消去し、または廃棄しなければならない。

２　乙は、データおよび資料を消去し、または廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないようデータおよび資料が判読できない措置を講じて処分しなければならない。

（業務を処理する場所）

第９条　乙は、甲から指定された場所で業務を処理するものとし、当該業務処理場所および使用機器等のセキュリティ対策を甲に報告しなければならない。

２　乙は、甲の当該業務処理場所においては、乙が発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。

（帰属）

第10条　業務に関連して乙が開発したプログラムおよび作業仕様書は、甲および乙に帰属するものとし、第三者に供与する場合は、あらかじめ甲乙双方が協議、決定するものとする。

２　磁気テープのマスターファイル等は、甲に帰属するものとする。

（安全管理義務）

第11条　乙は、この契約に関わる甲から提供された入出力帳票および媒体の取扱いについて、漏えい、盗用、紛失、損傷、改ざん、焼失等の事故が生じないように、遵守事項を確認し、安全かつ適切な管理体制およびセキュリティ対策を講じなければならない。

２　乙は、業務に関するデータおよび資料の管理責任者を定め、書面により甲に届け出るものとし、変更する場合も同様にあらかじめ届け出るものとする。

３　乙は、業務従事者を明確にし、書面により甲に届け出るものとし、変更する場合も同様にあらかじめ届け出るものとする。

４　乙は、業務に関するデータおよび資料については、当該業務以外の用途に使用させないよう、施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適正に管理しなければならない。

５　乙は、甲との協議に基づき、必要な範囲でデータのバックアップを取得し、保管するものとする。

６　乙は、あらかじめ甲の承認を受けて、業務を処理する場所として、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、データを定置された場所から移動させてはならない。承認を受けてデータを持ち出す場合は、適切なデータの暗号化または同等以上のデータ保護措置を講じるものとする。

（教育および研修の実施）

第12条　乙は、業務従事者に対して、当該契約の履行に必要な教育および研修を適宜、実施しなければならない。

２　乙は、業務従事者に対して、業務着手前に遵守事項を説明し、特定個人情報、個人情報およびデータの保護ならびにセキュリティ対策について、周知徹底しなければならない。

（再委託先等の監督等）

第13条　乙は、甲の承認を受けて業務を再委託等する場合は、再委託先等の業務実施状況および乙と同等の遵守事項について、管理、監督しなければならない。

（処理内容の報告等）

第14条　乙は、業務処理方法に応じてデータの処理内容について、甲に対して報告しなければならない。

２　乙は、甲より指定された報告の時期、頻度、方法、報告事項（業務進捗状況、処理実績、処理時間その他の必要事項）等に従い、報告するものとする。

（事故等の報告）

第15条　乙は、業務を処理する上で、事故等の発生により契約の履行に支障が生じ、または生じると認められるときは、直ちに甲に対して口頭をもって通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により、甲に報告しなければならない。

２　乙は、当該事故等が特定個人情報または個人情報の漏えい、滅失または毀損に係るものである場合には、漏えい、滅失または毀損に係る特定個人情報または個人情報の項目、内容、数量、事件または事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに報告しなければならない。

３　甲は、乙に対して事故に関する所要の措置を執ることを求めることができる。この場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

４　前項の措置に要した経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

５　甲は、適切な説明責任を果たすため、必要に応じ、当該事故内容等の公表を行うものとする。

（立会検査）

第16条　甲は、この契約の履行について必要があるとき、乙に対して報告を求め、調査を行い、または立ち会うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

２　甲は、必要に応じて、乙の施設設備の管理、作業管理等の状況について、調査し、改善措置を勧告することができる。

（監査）

第17条　甲は、必要に応じて、業務の範囲に限り、乙の業務の甲または第三者による情報セキュリティ監査を行うことができる。この場合、乙は誠意をもってこれに協力しなければならない。

（協議）

第18条　この仕様により難いときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。